

京都精神保健福祉士協会

きょうと通信 NO.6

2002 年 1 月

事務局：医療法人高木神経科医院デイケアおいけ内

〒604-0845 京都市中京区烏丸通御池上ル都ビル 2

TEL075(222)0452 FAX075(222)1052

e-mail kyo-psw@mbox.kyoto-inet.or.jp

12 月例会の報告

12 月例会 天橋立一泊研修

日 時 2001 年 12 月 15 日 (土)・16 日 (日)

会 場 仁風荘

内 容 講演 テーマ 精神保健福祉業界の昨今

講 師 加納 誠 氏 京都府障害者保健福祉課

交流

参加者 29 人 (北部 12 人 南部 17 人)

1

2 月例会は、北部の皆さんの例会参加の便をはかり交流を広げたいと、京都市内を飛び出して日本三景の天橋立で行いました。この冬初めての寒波の襲来で、天橋立は雪景色で迎えてくれました。

一部の研修会では、加納さんから「精神保健福祉業界の昨今」というテーマでお話をいただきました。二部の交流会は、焼き蟹や蟹スキなどの蟹三昧に舌鼓を打ちながら楽しく交流しました。

お世話になった北部の皆さん、どうもありがとうございました。

加納 誠さんの講演から

加納さんは、京都府の精神保健福祉行政の中核である京都府障害者保健福祉課で、施策の立案や運営に当たっておられます。人権擁護と精神障害者の医療や福祉の充実を願う立場から、情勢の紹介だけでなく精神保健福祉士の姿勢を問う熱い問いかけがありました。

はじめに

精神衛生法の時代から比べると制度は変わり施策は充実して来ているけれど、まだまだ精神障害者の福祉は遅れている。精神保健福祉の進歩を阻む出来事のひとつに、精神医療や福祉に関わる不祥事がある。“ひとり誰かがこけたら「また精神や！」」と言われる事が多い。例えば、埼玉県の某病院の場合や福祉施設での患者のお金の管理の問題があった。講師の知っている病院でも、患者の使うトイレにドアのない病院があった。その病院の職員はその事が患者さんのプライバシーを侵害しているという感覚さえなくしていた。人権が侵されているという現実は、まだまだある。病院からのホットライン(京都府や京都市に設けられている、入院中の患者さんが処遇改善や退院請求をするための専用電話)には、患者さんから毎日のように電話が入る。こんな事があった。任意入院の患

者さんから「退院したい」との電話だった。PSW に話すように言ったら「所詮病院の職員。同じ穴のムジナや」とその人は言った。少し情けない気持ちになった。PSW は本当に患者の人権を守る立場で働いているのだろうか？医者に流されていないだろうか？

精神保健福祉士の養成においてもとても危惧している。いろいろな養成コースが用意されているが、あれで本当に人権について考える養成学校になれるのか？時代の流れにうまく乗った経営だけじゃないのか心配である。

話題1 市町村への事務委譲について（委譲される事務－資料1）

平成14年4月1日から、市町村に事務委譲が行われる。京都府では10市（京都市を除く）32町1村が対象である。事前準備として昨年からの研修と事務引継ぎの会議をしているが、市町村は戸惑いや不安の中で準備を進めている。専従の職員の配置が必要な場合は、保健婦を配置しようと考えているところが多いように思う。ショートステイやグループホームは補助金の流れが変わる。グループホームは精神障害者と知的障害者の相互利用制度が始まっている。社会適応訓練については、利用の斡旋と調整を市町村ですることになる。

ホームヘルパー制度については、詳しい政省令が出ている。制度の実施主体は市町村であり、サービスを提供する事業所は、知事に登録しなければならない。サービスを利用できるのは、精神障害者福祉手帳を所持している人である。手帳を持っていない場合、手帳申請とホームヘルパーの申請を同時にしてもよい。ホームヘルパー派遣の決定権は市町村にある。京都府ではホームヘルパー派遣の試行実施を平成12年度は福知山市で、平成13年度は府内4市1町で行っている。ホームヘルパーの養成講座も平成12年度は福知山市で、平成13年度は府内3箇所で開催した。国の基準では研修時間は8時間でよいことになっているが、京都府では保健所でのグループワークへの参加も含めて大幅に時間をプラスした。研修への参加者は、平成12年度78人平成13年度50名であった。今までに精神障害者に接したことのない方はほんの数人しかいず、ほとんどの方が何らかの関わりを持っていた。試行実施を経て考えているヘルパーの条件は、・心身ともに健康であること・府または市町村の開く研修を受けること・毎年ステップアップの研修を受けることであると思う。

この事務委譲の事務引継ぎの中で悩んでいるのは、個人情報保護についてである。市町村から名簿をくれと言われており、国もよいと言っているが・・・。

なぜ市町村に委譲されるのか？それは、身近なところで相談援助ができるようにするためにだ。この市町村に委譲された事務は、市町村から地域生活支援センターに委託できていることになっている。京都府では、舞鶴・福知山・長岡・加茂町に地域生活支援センターができる予定である。

話題2 移送制度と精神障害者に人権（移送事業のフロー図・資料2）

京都府はまだ34条は実施していない。実施すべく今準備中であり、フロー図を作った。34条は、相談活動の一環としての業務であり、申請にも基づくものとしないうほうがよいと考えているが、34条を実施している自治体の幾つかが申請方式をとっている。

27条の診察の結果措置非該当となった場合、それをそのまま34条として移送するのは違法であると考えている。34条での移送が必要な場合、新たに調査を行った上で指定医の診察を設定しなければならないはずだ。

話題3 精神科救急医療

精神科救急医療とは、ソフトの救急である。すなわち、休日や夜間に状態が悪くなった時にどうするかということであり、27条診察に関わるようなハードな救急とは別に考えている。行政機関は

24 時間体制をとっていないので、精神科救急医療は家族の力で受診することを基本に考えている。北部の体制は、国立舞鶴病院に基幹病院になってもらっている。職員体制は、医師 1 名と看護婦 2 名である。救急情報センターのサポートシステムを設置し、受診とは直接関係のない相談があった場合、電話相談システムを紹介し、精神保健福祉士がいるサポートシステムに架けてもらっている。南部の体制は、この 2 月の府議会で明らかになるであろう。

1 2 月例会の感想

志水 正高 (地域生活支援センター ふきのとう)

今シーズン初めての降雪を列車の窓から見ながら、天橋立までやってきました。協会への入会手続き、自身の資質の向上、各地域・各分野で活動されている方々とお知り合いになることを目的に、今回初めて例会に参加させていただきましたが、とても内容の濃い例会でした。

加納さんの講演は、「精神保健福祉業界の昨今」をテーマに①市町村への事務委譲②移送制度と精神障害者の人権③精神科救急医療の三点をわかりやすく話していただきました。お聞きして思ったことは、①については、当事者や家族と最も身近な市町村で支えるシステムが開始されるということで、行政に対しては遅れている福祉サービス(ソフト面・ハード面)の整備拡充を働きかけ、地域住民へは啓発活動(精神障害への正しい知識と理解)を強めていく必要性を感じています。地域生活支援センターの果たす役割も大きくなるということで、責任も重くなると思っています。②③については、その状況に立ち会ったことがないので、図を見て頭の中でイメージしながら聞いていて、改めて保健所、病院の P S W は大変だと思いました。どんな状況でも最後まで理解してもらう努力をする・当事者の人権を守る、その事が大切だということがわかりました。講演で一番残っているのは、初めと終わりに話された『ある病院の患者の声』でした。精神保健福祉士の倫理綱領を守ること。そのことを忘れずに、当事者の声を大切にして業務を行っていきたいと思います。

今後も例会に参加できる時はできるだけ参加していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

西澤 心 (第 2 まいづる共同作業所)

「精神保健福祉士」の資格制度の創設は、今日のこの業界を築いてきた多くの人たちの待ち望んでいたものであるにも関わらず、行政が民間に様々な業務を委託するための(公的責任を放棄していく)担保であるとの印象が未だ拭えないのです。

しかしながら、この例会に初めて参加させていただき、われわれ自身の「資質」の向上を目指すことこそ重要であり、質の高い精神保健福祉士を増やしていくこと、常に原点に立ち返り、精神障害者の人権を守るという立場を貫き通すという自覚がこの資格者に必要であることを学ばせていただいたように思います。(久々に倫理綱領を読み直しました)

加納氏の講義では、急速に制度化の進むこの業界の状況を垣間見させていただき、まだまだ不十分であるからこそ、必要十分条件を満たしていないからこそ、発展が必要かつ急務であり、支え手の私たちが、クライアントと共に未来を築いていかねばと改めて感じた次第です。

今春、舞鶴では、「授産施設」と「地域生活支援センター」を開設いたします。その準備に日々追われている状況ですが、寄せられた多くの期待に応えるべく、真の「バリアフリー」「ノーマライゼーション」をめざし奮闘していきたいと考えていますので、今後とも皆様方のご指導・ご鞭撻よろしくお願いいたします。

なを、「授産」では、「かふえ&びすとり『ぼろぼろの星』というレストランを経営いたします。北部辺境の地ではありますが、例会等も含めご利用いただければ幸いです。

2 月例会のご案内

今年度 2 回目の事例検討会を行います。事例提供者はもちろん参加した皆さんと有意義な時間を持ちたいと思います。多くの方のご参加をお待ちしています。

日 時 2002 年 2 月 2 日 (土) 14:00～17:00

会 場 京都市職員厚生会「職員会館かもがわ」

京都市中京区土手町夷川上ル末松町 284 Tel 075-256-1307

テ ー マ 事例検討会

事例提供者 西村 智美 氏 (長岡病院)

進 行 役 岡田 まり 氏 (立命館大学)

事務局からのお知らせ

講演会・研修会のご案内

★「デンマークの地域精神保健福祉」

日 時 2002 年 1 月 29 日 (火) 13:30～16:30

会 場 ハートピア京都 (京都府総合社会福祉会館) 3 階大会議室

参 加 方 法 申し込みが必要

費 用 会員—500 円 非会員—1,000 円 当事者・家族—無料

主 催 京都精神保健福祉協会 Tel/Fax 075- 645-6266 (火・木 13:00～17:00)

★無年金障害者問題シンポジウム (仮称)」

日 時 2002 年 2 月 16 日 (土) 14:00～ (開場 13:30)

会 場 京大会館 Tel 075-751-8811

シンポジスト 山田 耕造 氏 京都府立大学福祉社会学部教授

増野 徹 氏 在日外国人障害者無年金訴訟事務局長

未 定 学生無年金者訴訟弁護団

井上 吉郎 氏

参 加 費 500 円

お問い合わせ 無年金者をなくす会～きょうと～ (坂井) Tel075-464-8420

★「ケアマネジメント・ステップアップ講座」 詳細別紙

協力依頼

第 35 回全国精神障害者家族会大会京都大会および第 2 回 WFSAD 世界大会の実行委員会加盟と委員推薦についての依頼がありましたので、加盟を承諾し、委員として中瀬慶子氏を推薦しました。

会員名簿について

大変遅くなりましたが、2001 年度会員名簿をお送りします。
ご確認いただいて、誤りがありましたらお手間ですが事務局に御連絡ください。

会員数 (1 月 15 日現在)

131 名

編集後記 編集に頭を悩まし、人権を守るということの意味とさまざまな場面においての具現化について考えていた 1 月 8 日、来年度から大阪で「精神医療にオンブズマン制度 (仮称)」が導入されると新聞に載った。精神医療がより充実したものになるために効力が発揮できたらと願わずにはいられない。

菅生久子